

鹿児島市社会福祉協議会

ご近所サロン支援事業

鹿児島市社会福祉協議会は、鹿児島市内において「集い」や「通い」の場などを開催するサロンなどの活動に対して、運営費の一部を助成します。

この助成は、地域住民が身近な場所で気軽に集い、仲間づくりや情報交換を行うことで、誰もが安心して暮らせる地域の居場所づくりを推進することを目的とするものです。

要件に当てはまる団体の方は、是非ご申請ください。

○要件

- ① 年10回以上の定期的なサロンを実施し、1回あたりの参加者が平均5人以上。
但し、申請初年度は、【表1】のとおりとする。
※次年度以降は、6月末までに申請書を提出する。

【表1】

申請月	4～6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
実施回数	10回以上	9回以上	8回以上	7回以上	6回以上	5回以上	4回以上	3回以上	2回以上	1回以上

- ② 高齢者や障害者、子育て中の親、外国人等誰もが参加できる「集い」や「通い」の場などとし誰でも気軽に参加できるようにする。参加者は、校区外の住民も参加可能だが、参加者の過半数以上を身近な地域住民（概ね小学校単位）とする。

- ③ 実施場所の校区社協にサロンの実施に関する情報提供を行うこと。

（助成金申請の際は、実施場所の校区社協会長の確認を必要とする。）

※ 特定の個人や団体の会員のみが利益を受ける趣味・サークル活動に準じる活動や特定の内容を毎回実施する教室等、福祉館で実施するサロン、参加者の飲酒を伴う活動、または深夜に実施する活動は対象外とする。

※ 行政や他の団体から補助金等の金銭的な支援を受けていないこと。

○助成金の種類

種類	金額（上限）	備考	領収書
初回申請助成金 ※1回限り	20,000円	テーブル・椅子・茶器等	必要
年間活動助成金	20,000円	消耗品、茶菓子、コピー用紙等	不要

※年間活動助成金は、実施回数1回あたり2,000円を助成するが、上限は20,000円とする。

※実施回数は【表1】を参照してください。

○申請について 助成金申請は、【表1】に基づき行ってください。
令和6年5月1日から令和7年3月31日までの活動を対象とします。
※申請日の属する月から対象期間とします。
なお、前年度から継続して助成を受ける団体は4月1日からの活動も対象とします。

○申請方法 次の書類を当会事務局まで提出してください。

- ① ご近所サロン支援事業助成金交付申請書（様式第1）
- ② ご近所サロン事業計画（様式1-②）
- ③ 参加者名簿（様式1-③）
- ④ 通帳（写し）

※申請書類について審査を行い適正と認めた場合は、「ご近所サロン支援事業助成金交付金決定通知書」（様式第2）を送付するとともに、指定の金融機関口座に振り込みます。

○実績報告 当年度の開催が終了したときは、次の書類を当会事務局まで提出ください。

- ① ご近所サロン支援事業助成金実績報告書（様式第3）
- ② 〃 〃 事業報告書（様式第3-②）
- ③ 活動中の写真（2～3枚程度）

※初回申請助成金は、領収書添付が必要です。

○助成金返還 次の要件に該当した場合は、助成金返還の対象となります。

- ① 実施回数が申請回数に達しなかったとき
（不足回数1回あたり2,000円を本会に返還する。）
- ② 事業報告書の収支計算書に返納金が生じたとき
- ③ 虚偽の申請、他の用途に使用したとき
- ④ 年度途中においてサロンを解散したとき

この制度は、鹿児島市民や企業などから寄せられた、赤い羽根共同募金や寄付金を財源としています。

【問い合わせ・申請受付窓口】

社会福祉法人
鹿児島市社会福祉協議会 地域福祉推進課 推進係
〒892-0816 鹿児島市山下町15-1 かがしま市民福祉プラザ4階
(TEL:221-6071/FAX:221-6075) ※ 郵送でも受け付けます。

◇申請書類は、当会“鹿児島市社協”のホームページから
ダウンロードできます。



<https://www.dondon-net.or.jp>